

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託に関する質疑回答書

No	項目等		質問内容	回答内容
1	プロポーザル実施要領	I 3. 事業スケジュール(予定)	事業スケジュール(予定)では、R5 年度に造成設計の完了予定となっています。造成設計は、R5 年度に実施する測量調査や地質調査の結果を踏まえ設計することになります。そのため、造成設計の実質の期間は、R5 年度後半になると想定されます。そのため、造成設計の概略スケジュールは、R5～6 年度の 2 か年になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業スケジュールはあくまでも予定です。 業務の実施工程は、評価項目としていることから、提案によるものと理解願います。
2	プロポーザル実施要領	I 3. 事業スケジュール(予定)	敷地造成工事と新ごみ処理施設建設工事は、別発注、一括発注のいずれでしょうかご教示ください。	本委託業務で各種検討を進めることにより、最も効果的な発注方式を決定する方針と考えています。
3	プロポーザル実施要領	II 2. 参加資格(1) ②	2023 年 2 月 20 日付日刊建設工業新聞の記事に貴組合様のプロポーザル公告記事が掲載されました。新聞記事によると「参加資格は小竹町を除く同組合の構成市町の測量・建設・土木コンサル胆の資格があり、2012 年度以降に地方公共団体などが発注したエネルギー回収型廃棄物処理施設の基本計画、基本設計、整備・・・」となっております。一方で実施要領②では「ふくおか県央環境広域施設組合及び本組合を構成する飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和 4 年度の測量・建設・土木コンサルタント等入札参加資格名簿に登録させているものであること。」とあります。実施要領②のご主意は、貴組合、飯塚市、嘉麻市、桂川町の全てに参加資格を有したもののみ参加資格があるという理解となりますでしょうか。	参加資格については、「ふくおか県央環境広域施設組合及び本組合を構成する飯塚市、嘉麻市及び桂川町～～であること。」を「ふくおか県央環境広域施設組合又は本組合を構成する飯塚市、嘉麻市及び桂川町の <u>いずれかの</u> 令和 4 年度の～～であること。」と読み替えてください。
4	プロポーザル実施要領	II 2. 参加資格(2)	建築担当者に求められる同種業務の実績は、基本計画・基本設計業務との記載から、実施要領 6 ページ【審査項目】の表中に記載されている、『A』のみに限らず、『B』又は『C』も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託に関する質疑回答書

No	項目等	質問内容	回答内容
5	プロポーザル実施要領	Ⅱ2.参加資格(2) 敷地造成設計業務の主担当技術者に求められる同種業務の実績は、実施要領 6 ページ【審査項目】の表中に記載されている敷地造成設計業務との理解でよろしいでしょうか。その場合、様式 6 において『A』、『B』、『C』に該当する場合のみ当該欄に『A』、『B』、『C』を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	プロポーザル実施要領	Ⅱ2.参加資格(2) 生活環境影響調査業務の主担当技術者に求められる同種業務の実績は、法人に関する同種業務と同様に、エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る「生活環境影響調査業務」(環境影響評価業務を含む)で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(1) 「審査は、新ごみ処理施設に係る計画支援業務委託事業者選定委員会において一次審査、二次審査を行い」とあります。選定委員会の構成、所属、役職等をご教示ください。	非公表とします。
8	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(2) 一次審査の審査項目における企業実績等の配点において、「土地造成実績:4 点、その他実績:4 点」とありますが、これは、I 2(2)業務内容に記載のある 7 業務のうち、へ)の造成設計業務の実績を 4 点満点で評価し、他の 6 業務をまとめて 4 点満点で評価するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(2) 本業務は新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務ですが、計画・設計、可能性調査、アドバイザー業務の主担当技術者に関する審査項目/審査内容/配点がありません。一方、造成設計業務及び生活アセス業務の主担当技術者及び建築担当技術者に対する審査内容/配点があります。このことから、本業務の実施体制を提案する上では、これらの技術者の配置に重点を置いた体制をご所望との理解でよろしいでしょうか。	計画・設計、可能性調査、アドバイザー業務の主担当技術者が配置されることは当然であるため配点していません。ただし、業務実施体制の提案は、この限りではありません。

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託に関する質疑回答書

No	項目等		質問内容	回答内容
10	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(3)	プロポーザル実施要領Ⅱ 5 技術提案書類等の提出(2)技術提案書への記載事項「2)業務の実施内容」に関して、プロポーザル実施要領Ⅱ6(3)二次審査【評価項目等】の提案内容に項目がありません。「業務の実施方針」の項目に含めて提案を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(3)	プレゼンテーション審査の 30 分間の説明は、準備と片付けの時間を除くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(3)	二次審査におけるプレゼンテーションについて、パワーポイント資料を映写して説明させていただく場合、プロジェクターおよびスクリーンは貴組合でご用意いただけるものを使用する想定で良いでしょうか。また、その場合、当該プロジェクターと参加資格が用意するパソコンとの接続テストを、プレゼンテーション実施日の事前にさせていただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、実施前日に接続テストが必要な場合は、事前に事務局へ連絡することとし、事務局が時間等を調整するものとします。
13	プロポーザル実施要領	Ⅱ6.審査・選定(3)	【評価項目】の表中に示される「見積価格」の評価(配点 5 点)について、見積価格による評価点の算出方法をご教示いただくことは可能でしょうか。	非公表とします。
14	仕様書	第 1 章第 14 節成果品	成果品⑦は「生活環境影響評価書」とされていますが、仕様書 24 ページ、第 8 章第 6 節に記載されている「生活環境影響調査書」が該当するかと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	仕様書	第 7 章第 2 節(9)既存設備撤去設計	既存設備撤去設計を行うための既往資料は、借用可能と考えてよろしいでしょうか。あるいは、測量業務で、確認する必要がありますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、現地踏査を行い、必要に応じて実施願います。その際に事務局が保有する資料があれば貸与します。

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託に関する質疑回答書

No	項目等		質問内容	回答内容
16	仕様書	第 7 章第 2 節(10) 関係機関協議	関係機関協議の建築確認(工作物)は、土留工を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	関係機関協議については、「基本とする」を「 <u>今後の業務進行状況に応じて適時実施する</u> 」と読み替えてください。
17	仕様書	第 7 章第 2 節(12) 概算工事費の算出	発注用の設計書は、貴組合にて作成するとの理解でよろしいでしょうか。	工事発注用の設計書を含めた業務としてご理解願います。
18	様式集	様式 3	技術士資格者数の欄における(注 2)の内容について、注釈が付されていないようですので、ご教示願います。	表中の(注 2)は削除願います。
19	様式集	様式 4-1 ～様式 4-4	本件のように業務毎に発注されないケースが多く、該当する業務を複数含んでいる場合は、それぞれの実績欄に同じ業務名称を記載することとなります。この場合、それぞれの業務に対する実績として評価していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式集	様式 5	主担当技術者の欄は多くありますが、造成設計業務及び生活アセス業務の主担当技術者以外(基本計画・基本設計、可能性調査、測量調査、地質調査等の主担当技術者)は、一次審査では評価(加点)されないとの理解でよろしいでしょうか。	No9 を参照願います。
21	様式集	様式 6-1 ～様式 6-2	管理技術者、照査技術者の経歴等で業務実績は上限件数が 20 件であり、既定の行数では収まりませんが、どのような優先順位で記載すればよろしいかご教示ください。 例えば、①年度の新しい順、②九州内を優先、③C 業務を中心に、または A～C 業務を均等に記載するなど。	収まらない場合は、ページを追加してください。 なお、優先順位についての指定はありません。

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託に関する質疑回答書

No	項目等		質問内容	回答内容
22	様式集	様式 6-●	<p>表下の注釈において、「※同種業務については同種業務の区分の欄に『A』、『B』、『C』を明記し、…」とありますが、区分が重複する業務については、同業務を複数記載するのではなく、複数の区分を区分欄に記載し、その区分数を件数としてカウントいただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
23	様式集	様式 6-●	<p>表下の注釈において、「※同種業務については同種業務の区分の欄に『A』、『B』、『C』を明記し、TECRIS 登録番号の記載または契約書の写しを添付すること。なお、『A』、『B』、『C』の合計の上限件数は 20 件とする。」と記されていますが、「生活環境影響調査業務の主担当技術者」については、エネルギー回収型廃棄物処理施設を対象として、実施要領 6 ページ【審査項目】の表中に記載されている「生活環境影響調査または環境影響評価業務に従事した実績」を、上限件数を 20 件として記載すれば良いでしょうか。</p> <p>この場合、当該業務実績は、実施要領 4 ページに示される『A』、『B』、『C』の区分には該当せず、実施要領 3 ページに示される『D』の区分(廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査業務)に該当するものとなりますが、同種業務の区分欄にはどのように記載すれば良いでしょうか。(『D』と記載すれば良いでしょうか。)</p> <p>なお、上記の「環境影響評価業務に従事した実績」とは、都道府県、政令市等の環境影響評価条例に基づくエネルギー回収型廃棄物処理(ごみ焼却施設)の環境影響評価手続のうち、全部または一部を実施した実績で良いでしょうか。(※たとえば、環境影響評価に係る配慮書や方法書手続きのみを実施した実績も該当すると考えて良いでしょうか。)</p>	<p>TECRIS 登録番号の記載または契約書の写しの添付に関しては、ご理解のとおりです。</p> <p>同種業務の区分欄については、『D』と記載願います。</p> <p>「環境影響評価業務に従事した実績」については全部を実施した実績を記載願います。</p>

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託に関する質疑回答書

No	項目等		質問内容	回答内容
24	様式集	様式 6-●	<p>主担当技術者・建築担当技術者(～～業務)の経歴等で造成設計業務及び生活アセス業務の主担当技術者の実績は同種業務「A)～C)」ではなく、仕様書に記載の造成設計及び工事発注業務(仕様書 P17～P18)、生活環境影響調査業務(仕様書 P19～P24)と同種業務と読み替えて実績などを記載するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 ただし、生活環境影響調査業務についてはNo23を参照願います。</p>
25	様式集	様式 6-●	<p>●に関して、以下のとおり様式番号を整理して提出してよろしいでしょうか。 様式 6-3 主担当技術者(造成設計業務) 様式 6-4 主担当技術者(生活アセス業務) 様式 6-5 建築担当技術者</p>	<p>ご提案どおりで構いません。</p>
26	様式集	様式 6-●	<p>様式 6-●に記載する技術者は、主担当技術者(造成設計業務)、主担当技術者(生活アセス業務)及び建築担当技術者のみと考えてよろしいでしょうか。 基本計画・基本設計、可能性調査、測量調査、地質調査等の主担当技術者については様式 6-●の作成は不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>評価(加点)対象とはなりません、様式 5「業務実施体制」に示す全ての主担当技術者(基本計画・基本設計、可能性調査、測量調査、地質調査等の主担当技術者含む)を作成願います。</p>

以上